
次の世代に残すべき信頼社会の 構築に向けて

～国民と行政の信頼ブリッジ「新たなID制度」の実現～

2011年2月

日本ICカードシステム利用促進協議会（JICSAP）

電子行政研究会

目次

1. 国民IDを活用した信頼社会の実現に向けて
 1. 1 背景 ～番号制度を巡る主な動向～
 1. 2 本提言における言葉の定義
 1. 3 日本の現状
 1. 4 国民IDが未整備である事に起因する課題
 1. 5 不信の連鎖により失われた信頼
 1. 6 目指すべき社会像としての信頼社会
 1. 7 国民ID導入で実現できる社会像
 1. 8 信頼社会の実現に向けて
2. 国民IDの実現形態に関する検討
 2. 1 番号制度に関する意見提出概要
 2. 2 国民ID実現形態の検討におけるポイント
 2. 3 国民IDモデルの概要
 2. 4 各モデルの実現形態の例示
 2. 5 国民ID実現に向けた留意点
 2. 6 国民IDの実現形態の検討に向けて
3. 国民IDの実現に向けたポイント（本提言のまとめ）

1. 国民IDを活用した 信頼社会の実現に向けて

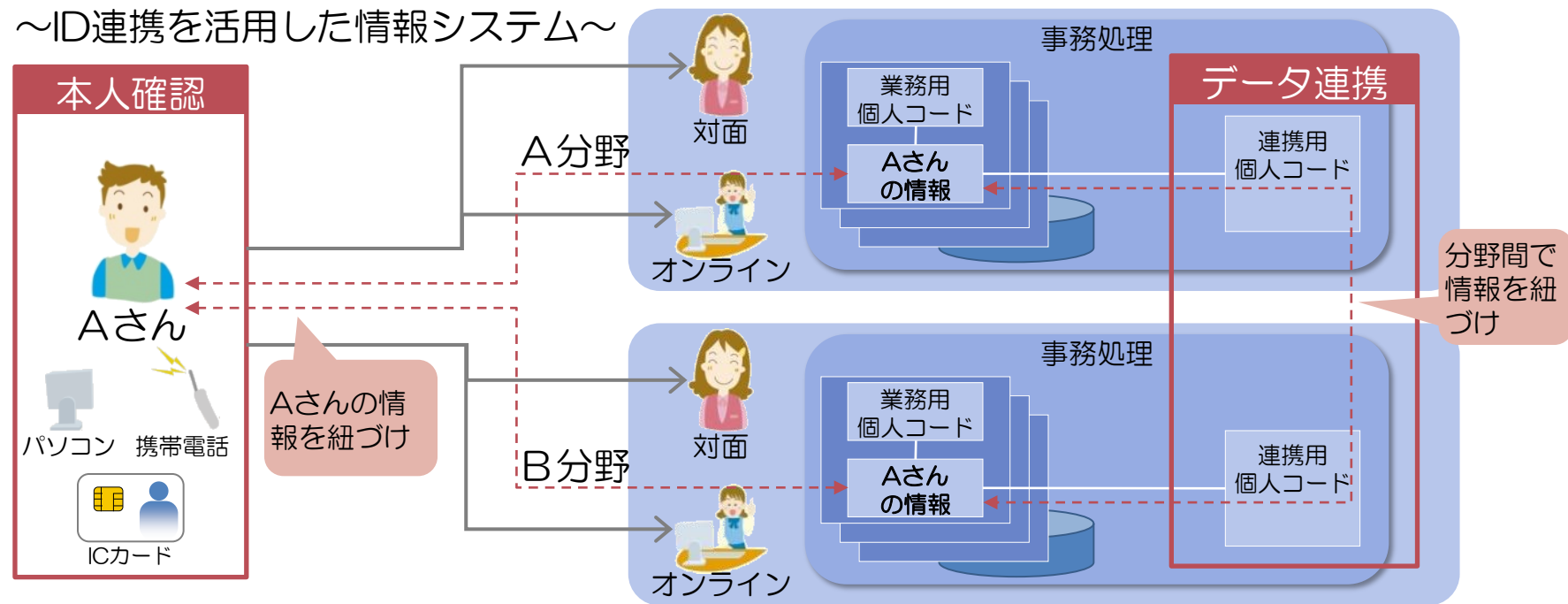
1. 1 背景 ～番号制度を巡る主な動向～

民主党		<p>(マニフェスト2009): ・社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。 ・所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。</p> <p>(インデックス2009): ・税と保険料を一体的に徴収し、未納・未加入をなくす。 ・国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して適正な徴収と記録管理を実現する。 ・「税と社会保障の抜本改革調査会」の新設を決定。(2010.09.29)</p>
政府関係	政府税制調査会	<p>(2010.1.31菅財務相) ・今年中ぐらいに大体の方向性が見えてくる。来年の国会にでも(法案を)出せる形にできればいい。実際の制度導入は関連法成立から1～2年先になる。(2010.1.17峰崎財務副大臣) ・導入には十分な周知期間を確保する必要があるため、早期に方向性を定める必要がある。 (2009.12.3第18回税調議事録抜粋) ・政権期間中の導入に向けて、PTを設けて議論することとする。 ・PTでは歳入庁の議論も行い、社会保障の給付及び徴収、納税をセットで考える。</p>
	社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会	<p>・税と社会保障の共通番号制度について、関係閣僚が参加する検討会を設置。 ・検討会の会長には菅財務相が就任。副会長に平野博文官房長官、仙谷国家戦略相、原口一博総務相、長妻昭厚生労働相がそれぞれ就く。(2010.1.22菅財務相) ・中間とりまとめを発表し、パブリックコメントの募集を実施。(2010.6.29) ・内閣官房 副長官補室の下に社会保障改革担当室を設置し(2010.10.29)、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」に検討の場を移動。「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」を発表。(2011.1.31)</p>
	IT戦略本部	<p>・「新たな情報通信技術戦略」において、国民IDの整備を行う事を明記。(2010.5.11) ・「電子行政に関するタスクフォース」を設置(2010.8.9)し、「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」の検討を実施。</p>
	その他	<p>・峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして、「個人情報保護ワーキンググループ」及び「情報連携基盤技術ワーキンググループ」を設置。(2011年2月)</p>
その他	日本経団連	<p>共通番号制度が必ず実現するよう、早急に制度の法制化までのロードマップを策定するとともに、既存の各種番号との関係整理や住基ネットの有効活用などを図っていくべきである。企業コードについても、現在、国・地方を含め行政機関ごとに異なっており、政府内部での一元化により情報連携を図るべきである。(2009.11.17提言)</p>
	わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会	<p>・主権者である国民や生活者の視点に立った「共通番号」制度の早期実現に向け、国民合意形成運動の推進を目的として2010.12.5発足。(代表:北川正恭・早稲田大学大学院教授、事務局:公益財団法人日本生産性本部)</p>
	自民党	<p>(2009.3麻生首相指示) ・希望する各人、各企業に、「電子私書箱」をつくり、ICカードにより、いつでも安心して、国又は地方団体をもつ、各人(各企業)の情報を入手し、電子私書箱にためることができる。 ・その情報を、電子私書箱を経由して、他の機関にわたすことができる。 ※いわゆる「国民総背番号」とは違い、希望する国民に対してのみ提供され、国民が行政プロセスを監視するためのもの。</p>

1. 2 本提言における言葉の定義

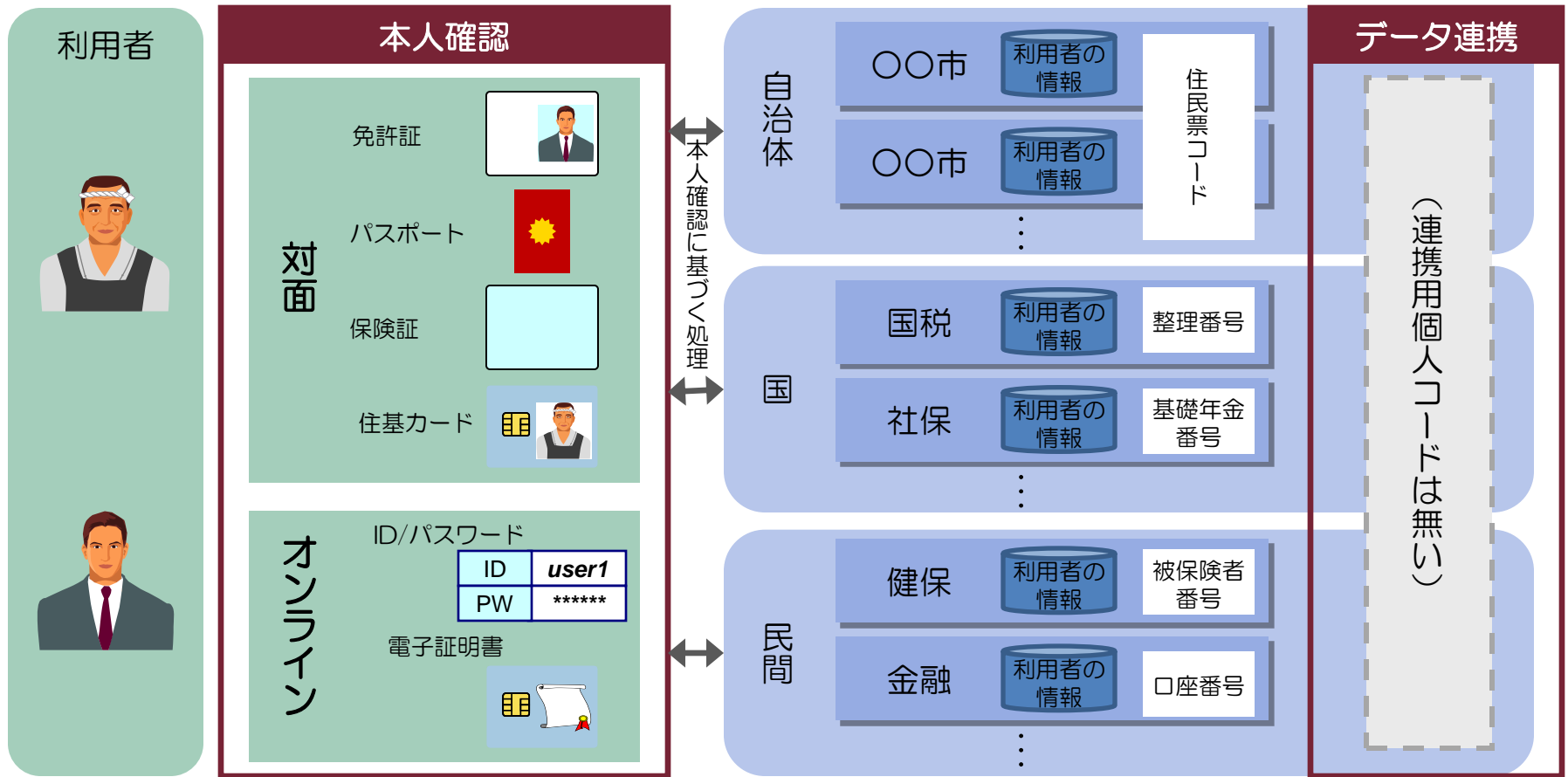
政府において、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」では「共通番号」、「IT戦略本部」では「国民ID」の議論がされているが、本提言においてはこれらを総称した番号制度として「国民ID」という言葉を用いる事とし、以下のように用語を定義する。

- ◆**国民ID**：個人コード等を利用して、本人を一意に特定する仕組み。以下2つの要素からなる。
 - ◆**本人確認**：対面又はオンライン窓口にて、利用者本人であることを確認し、利用者の情報を紐付けること。本人を識別／確認するための情報と、それを記載／格納する媒体からなる。
 - ◆**データ連携**：分野間で利用者の情報を紐付けること。系統的に同一人の情報を紐付けるために「連携用個人コード」を活用する。情報の紐付けに加え、情報連携の際の証跡記録の管理や、利用者がそれを把握できる仕掛け、第三者機関による監視・監査による個人情報保護対策も必要。



1. 3 日本の現状

- 本人確認には、対面・オンラインで様々な方法がある
- 業務用個人コードは組織毎に管理されており、連携用個人コードは無い
- 税、社会保障、行政等の分野毎に、数千～数百万の組織が存在する



1. 4 国民IDが未整備である事に起因する課題

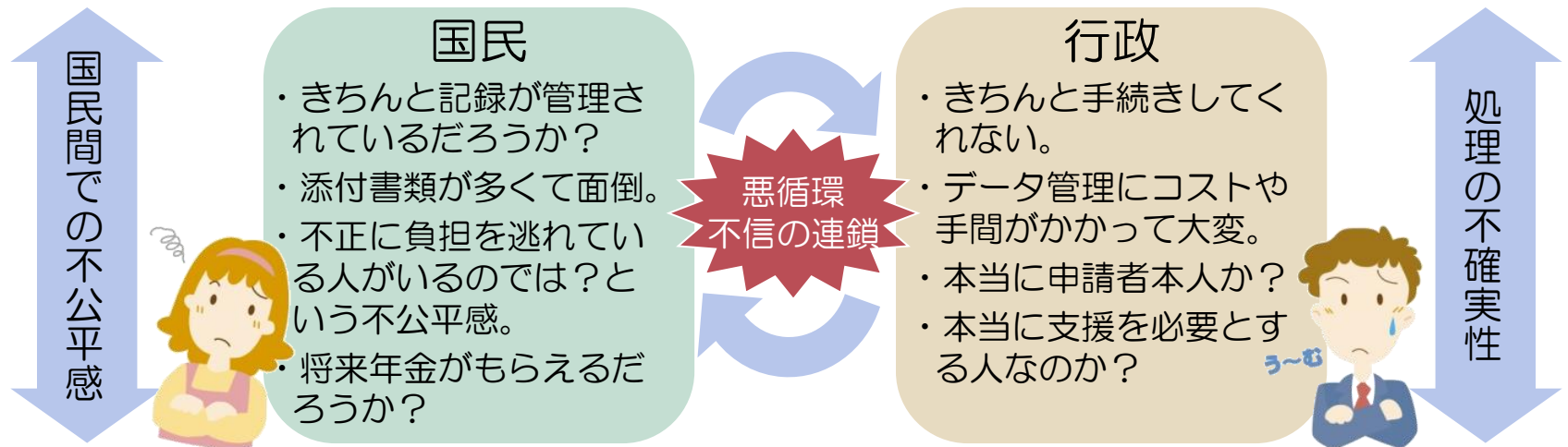
現状は、確実な本人確認や、同一人の情報を紐付けるための「連携用個人コード」が無い
ため、確実な行政処理がなされないことへの不信や、さらには制度や社会に対する不信を
引き起こしている。

- 行政処理への不信
 - 宙に浮いた年金記録問題
 - 行政、さらには民間事業者における事務処理の煩雑化
 - 本人確認事務の煩雑化による、成りすましや人違いというリスク
 - 事務や制度の隙間をついた不正や犯罪

- 制度や社会に対する不信
 - 社会保険（年金、医療保険等）の持続性への疑問
 - 真に手を差し伸べるべき人への適正な支援が困難
 - 生活者目線での不公平感
 - 所得の格差、機会の不公平等

1. 5 不信の連鎖により失われた信頼

前記のような不信は、互いに連鎖を引き起こし、下図のような不満感・不信感を誘発している。

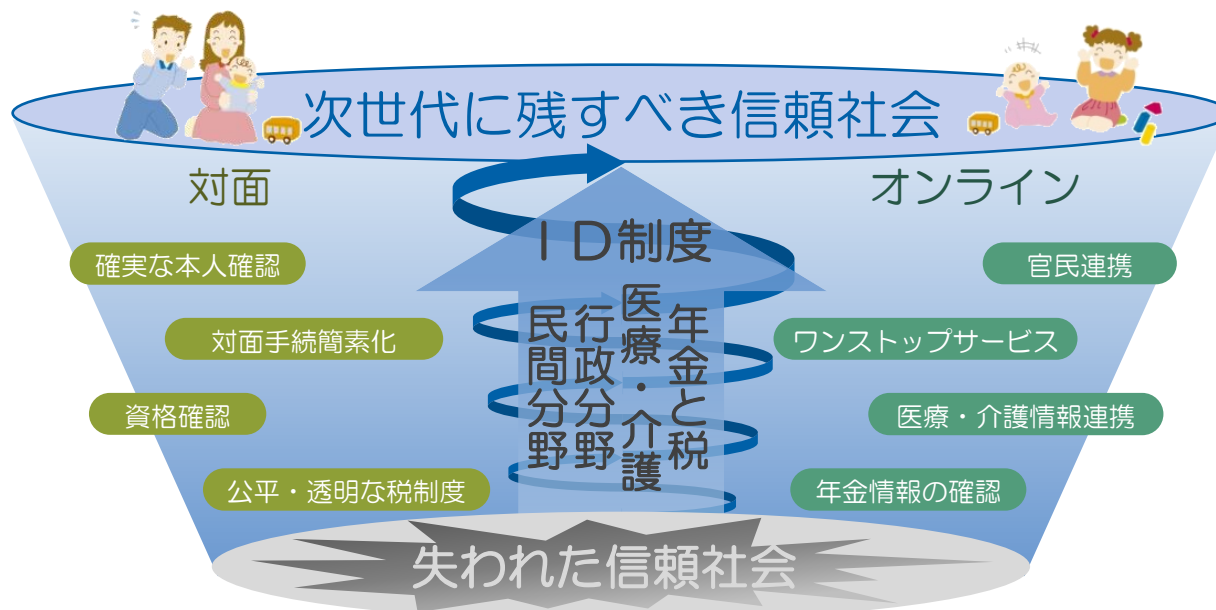


不信の連鎖を打破するためには、国民・行政のお互いが「義務を履行し権利を尊重する」という責任を果たす環境作りが必要

1. 6 目指すべき社会像としての信頼社会

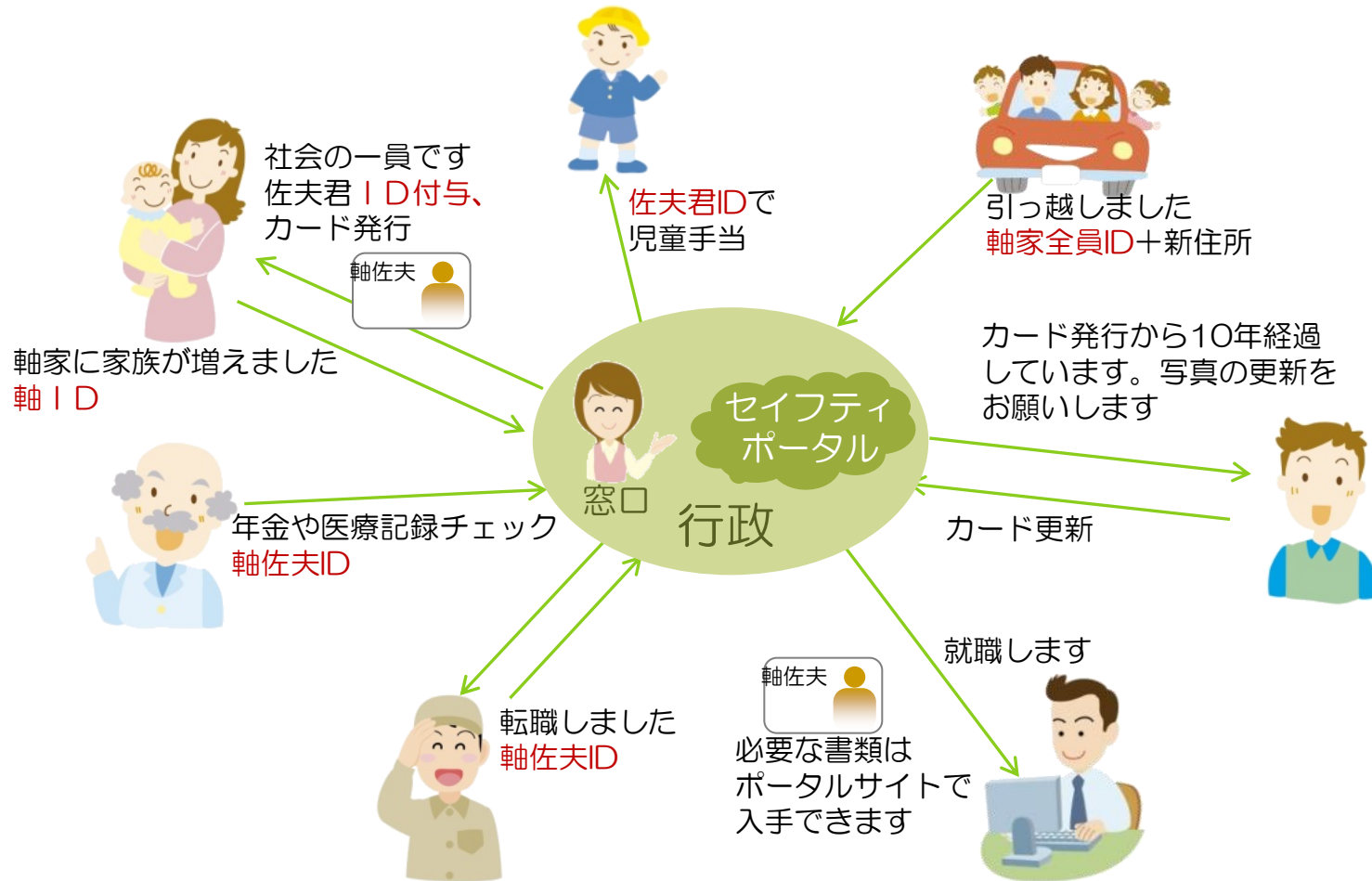
「信頼社会」とは、国民の不信が解消されると共に、不要な監視・手続きにしばられない生き活きとした社会です。国民IDを活用し、国民・行政が互いに責任を果たす新しい生活環境を作ること、互いに信頼し合える「信頼社会」が実現されます。

- 「信頼社会」への第一歩は、将来ビジョン策定であり、これを基にビジョンへの道筋を作る法制度、国民・企業にメリットのある効果的な行政サービスの実現が重要と考えます。
- 「信頼社会」の実現には、法制度と情報通信技術を密に連携させながら進化させる事が重要です。そのために、官民が融和した制度や体制が必要と考えます。



1. 7 国民ID導入で実現できる社会像

国民IDは信頼のブリッジとして、国民と行政のさまざまなシーンで利用され、便利さや豊かさを実感できる生活を築きます。



1. 8 信頼社会の実現に向けて

信頼社会の実現

国民IDを早期に実現すべき

本人と情報を結びつける
本人確認手段の整備

組織間の情報連携を実現する
データ連携手段の整備

国民IDの具体的なモデルや観点等
については2章で提示する

相手に対する
不満感,不信感

現状の課題

国民間での
不公平感

処理の不確実性

2. 国民IDの実現形態に関する検討

2. 1 番号制度に関する意見提出概要

JICSAPでは、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が取りまとめた、4つの選択肢に対して、以下の通り意見を提出。

1 選択肢Ⅰ「利用範囲をどうするか」⇒幅広い行政分野で利用（C案：スウェーデン型）

【選択理由】申請主義の脱却、行政による提供型サービスの実現には、この番号制度の幅広い活用が必要。

【配慮すべき事項】国民に分かり易く開示した上で段階的に導入・拡充すべき。「国民ID」との整合性確保。

2 選択肢Ⅱ「制度設計をどうするか」⇒住民票コード（②）または新たな番号（③）

【選択理由】②（住民票コード）は、基軸とする番号として最も適切（技術的には既に確立済）。

③（新たな番号）の追加理由：現行法で住民票コードは「利用範囲制限ありき」前提。⇒改正困難。

3 「情報管理をどうするか」⇒分散管理方式（各分野で分散、共通番号と連携）

【選択理由】「情報」の管理と、「番号」の管理を区別して、別々に議論すべき。

情報の管理は分野ごとに分散（一元化コスト膨大）。番号の管理は各業務で最適な番号体系を採用すべき。

4 選択肢Ⅲ「保護の徹底をどうするか」⇒自己管理、偽造防止、目的外利用禁止（①～③）

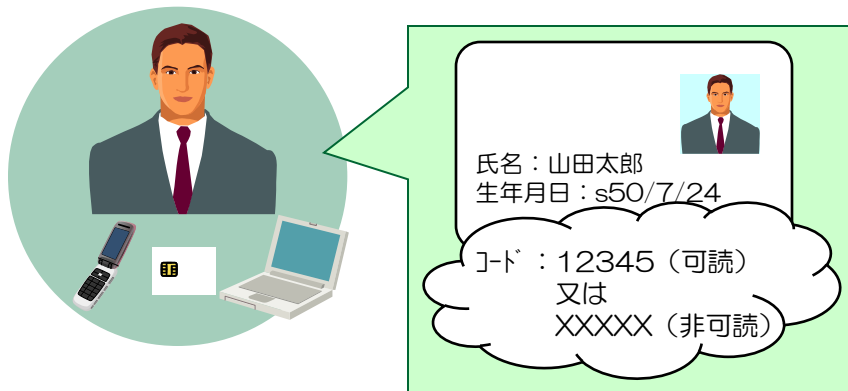
【選択理由】選択肢（①～③）はお互い補完する別次元の内容。選択肢以外の想定リスクも考えられる。

【検討内容の例】国家管理への懸念にアクセス記録活用。不正行為対策にICカード活用、法整備で補完。

2. 2 国民ID実現形態の検討におけるポイント

- 国民に受容され、実現性の高い国民IDとするためには、前記4つの観点以外にも検討すべき観点が多岐にわたって存在すると考える。
- 2章では、より広い視点での検討に資する事を目的として、国民IDのモデルを例示することにより、具体的な検討の観点を述べる。

本人確認



【検討観点の例】

- 配布方法（窓口にて配布、郵送等）
- 格納媒体（紙、ICカード、携帯電話、PC等）
- 券面記載項目（4情報、写真、識別コード等）
- 識別コードを可読とするか
（券面に記載し可読とする、
カード内に格納して非読とする等）

データ連携



【検討観点の例】

- 連携用個人コードの発版
（新たな番号を発版、既存番号を活用等）
- 名寄せの方法
（4情報による名寄せ等）
- 情報連携の方法
（共通のコードを活用、分野毎のコードを活用等）

2. 3 国民IDモデルの概要

- 政府検討会や民間団体において、様々な国民IDのモデルが検討されているが、本提言書では「効率」、「プライバシー」、「移行容易性」にそれぞれ着目して国民IDのモデルを整理。
- 本提言では下記3つの国民IDモデルを例示する。
 - ① 効率や利便性を追求したモデル
 - ② プライバシーを最大限配慮したモデル
 - ③ 移行を考慮した現実性重視のモデル

2. 3 国民IDモデルの概要

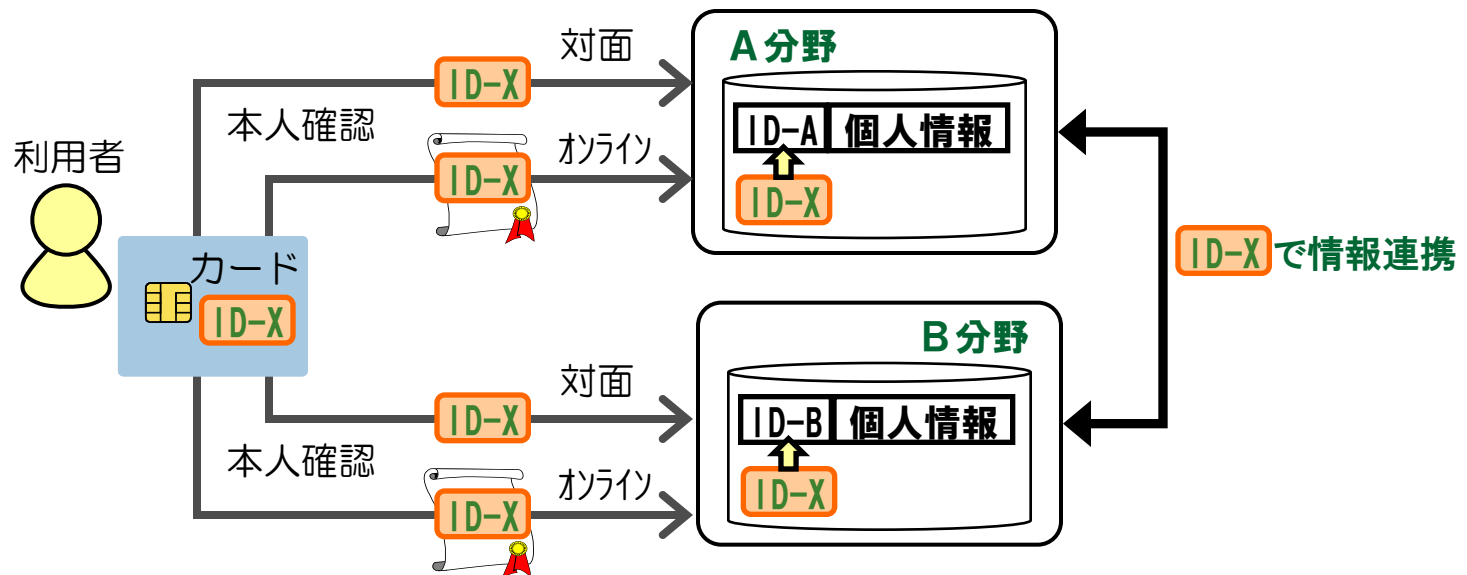
1 効率や利便性を追求したモデル

(1) 本人確認方法

- 国民へ、連携用個人コード（ID-X）が記載されたカードを配布
- 対面での本人確認には、利用者が各分野窓口において共通の番号を提示
- オンラインでの本人確認には、連携用個人コード等が記載された電子証明書を活用

(2) データ連携方法

- 連携用個人コードとして、全ての分野で同じ番号を利用
- 連携用個人コード（ID-X）を用いて、各分野間で直接情報連携を実施



2. 3 国民IDモデルの概要

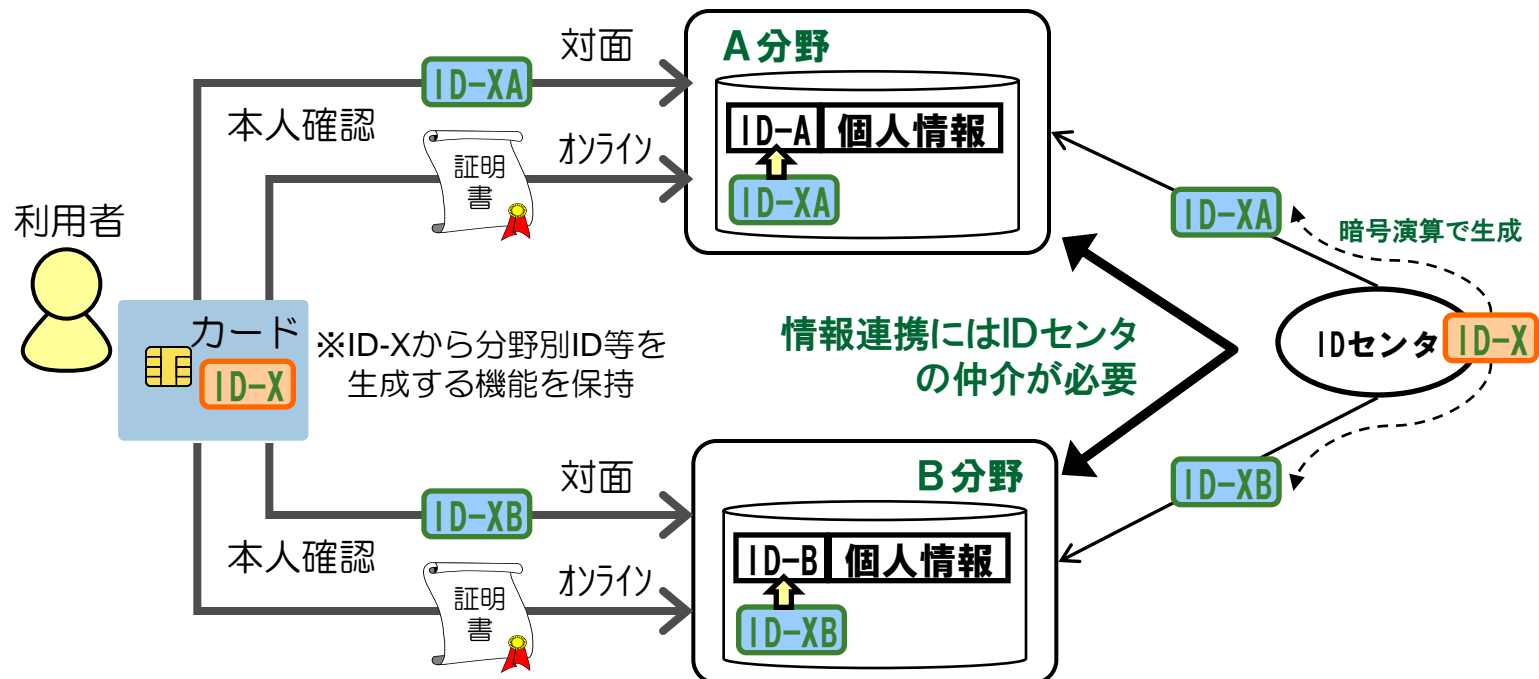
② プライバシーを最大限配慮したモデル

(1) 本人確認方法

- 国民へ、基礎となるID (ID-X) が記載されたカード等を配布
- 対面での本人確認には、基礎となるIDから分野IDを生成したものを、各分野窓口において提示
- オンラインでの本人確認には、電子証明書等を活用

(2) データ連携方法

- 連携用個人コードとして、基礎となるIDと、それから暗号演算等で生成した分野毎のIDを活用する
- 自組織の分野IDを基に相手組織の分野IDをIDセンタから取得し、情報連携を実施



2. 3 国民IDモデルの概要

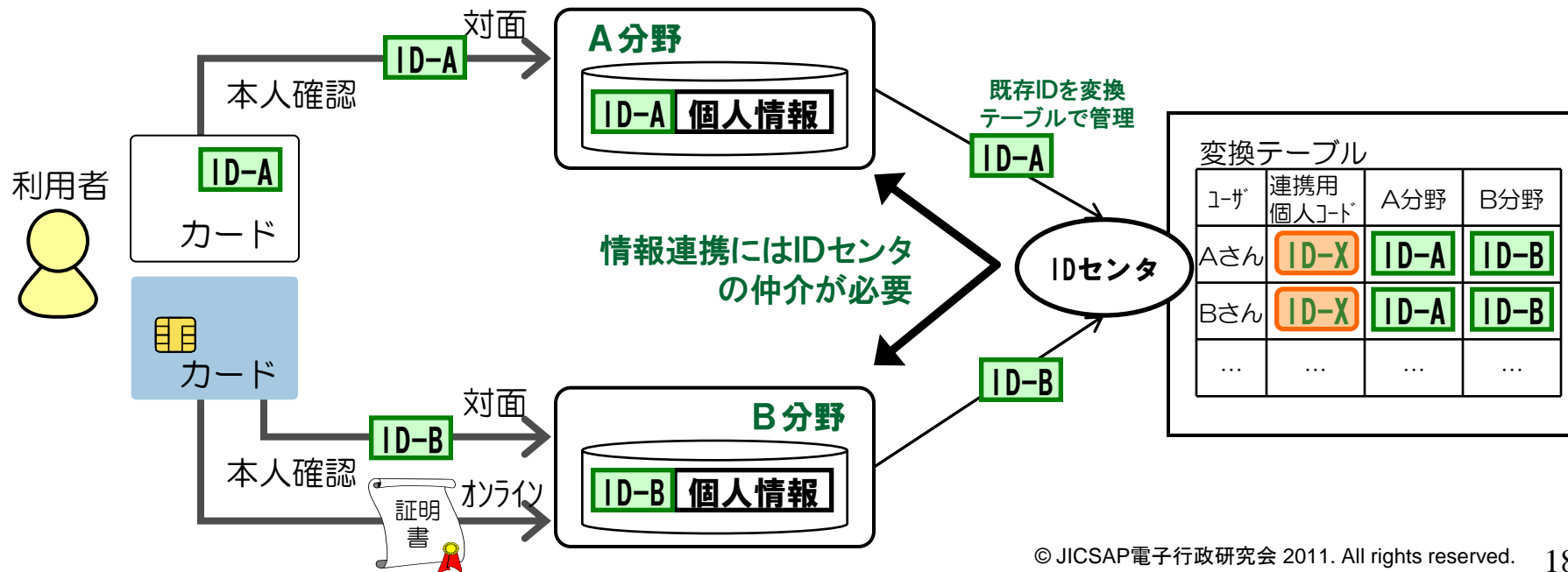
③ 移行を考慮した現実性重視のモデル

(1) 本人確認方法

- 新たにカードは配布せず、既存のカードを活用
- 対面での本人確認には、既存のカード等を提示（既存の分野IDを提示）
- オンラインでの本人確認には、電子証明書等を活用

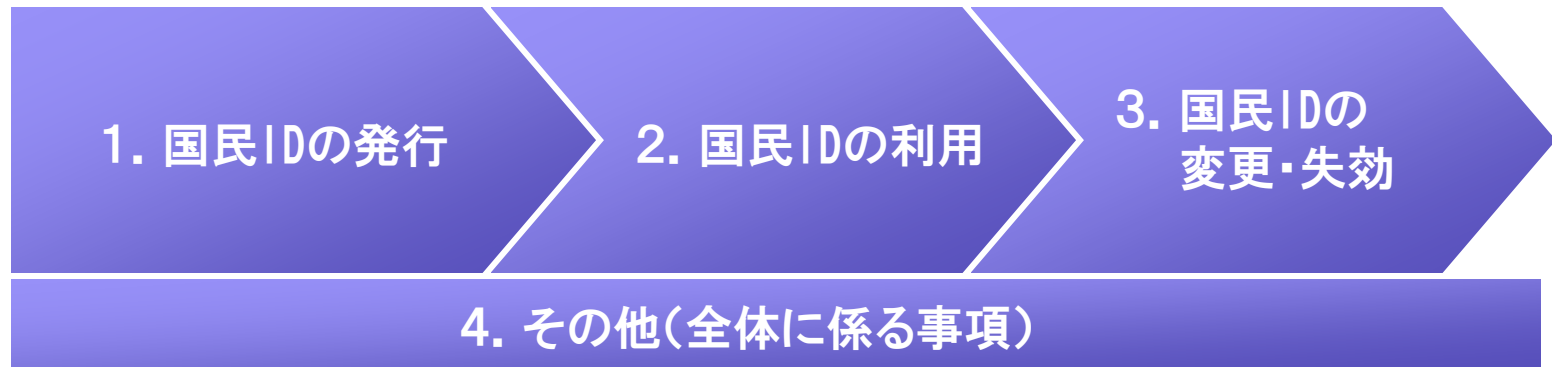
(2) データ連携方法

- 各分野の既存の業務用個人コードを、連携用個人コード（ID-X）と紐付けてIDセンタへ登録し、ID変換するモデル
- 自組織の業務用個人コードを基に相手組織の業務用個人コードをIDセンタから取得し、情報連携を実施



2. 4 各モデルの実現形態の例示

2.3節で示した国民IDモデルについて、以下の分類に沿って、具体的な実現形態を例示する。



■各モデルに共通する前提事項

分類	#	観点	内容
前提	A	国民IDの利用範囲の スコープ	日本の中央官庁、地方自治体、公共機関、公的役割を果たす民間事業者、いわゆる民間事業者、個人事業主など、広い範囲で国民IDを利用する。
	B	国民IDの開示範囲 および情報連携の 許可範囲	日本の法令で規定される範囲、もしくは、本人が同意する範囲で国民IDの開示や情報連携の実施が許可される。

2. 4 各モデルの実現形態の例示

(1) IDの発行

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
発行	1	番号の発番	住民を管理する元となる台帳に発番した連携用個人コードを記載する。	住民のリストと生成した基礎となるIDを紐付ける。基礎となるIDから暗号演算により分野毎に分野IDを発番する。	住民のリストと連携用個人コードを紐付ける。
	2	名寄せの方法	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、各情報保有機関の台帳に連携用個人コードを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に連携用個人コードの告知を求める。	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、各情報保有機関の台帳に分野IDを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に分野IDの告知を求める。	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、IDセンタの変換テーブルに業務用個人コードを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に業務用個人コードの告知を求める。
	3	紐付けの責任者	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして連携用個人コードを記載する。連携用個人コード不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして分野IDを記載する。分野ID不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして業務用個人コードをIDセンタへ記載する。業務用個人コード不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。
	4	利用する番号 (可読とするか)	手で転記が可能な番号体系とする。口座番号やクレジットカード番号と同等のイメージ。	基本的に基礎となるID、分野IDともに不可読な番号（機械処理用の番号）。	連携用個人コードは、システム内部で利用する整理番号であり、不可読な番号とする。

2. 4 各モデルの実現形態の例示

(1) IDの発行

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
発行	5	利用者への配布	ハガキで通知し、市町村窓口にてIDカード、もしくは既存の分野カードを配布する。なりすまし防止のため、カードを発行した際に、葉書でその旨を通知する。	ハガキで通知し、市町村窓口にてIDカード、もしくは既存の分野カードにIDを格納する。なりすまし防止のため、カードを発行した際に、葉書でその旨を通知する。	不可読な情報であり、必ずしも配布する必要はない。
	6	カードの利用	<ul style="list-style-type: none"> 基本は写真と識別コードが記載されたカード。偽造防止のため券面情報をICチップ内に格納する。 オンライン利用を希望する人は署名（および認証）機能付きのICカード。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本は写真と識別コードが記載されたカードであり、分野ID生成機能を備える。偽造防止のため券面情報をICチップ内に格納する。 オンライン利用を希望する人は署名（および認証）機能付きのICカード。 	各分野の既存のカード等をそのまま利用する。
	7	IDセンタで管理する情報	異動内容が反映された基本4情報と連携用個人コード。	暗号演算の鍵。 (4情報と基礎となるIDは持たない運用が可能)	異動内容が反映された基本4情報と連携用個人コードと紐付けされた各業務用個人コード。
	8	既存業務、既存システムで実施する事	既存のデータに連携用個人コードの項目を追加し、外部とのやり取りは連携用個人コードを使う。データのクレンジング、システムへの影響確認、国民のコンセンサスを得た上で、既存業務用個人コードを廃止する。	既存業務において分野IDと既存の管理情報を結びつける。システムで使われていた既存の業務用個人コードと分野IDを紐付ける。外部とのやり取りに分野IDを使う。	既存業務は、業務用個人コードを、本人の連携用個人コードと紐付けてIDセンタへ登録する。 外部とのやり取りにIDセンタを経由する。

2. 4 各モデルの実現形態の例示

(2) IDの利用

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
利用	1	【情報連携】 情報連携の方法	連携用個人コードを用いて、法律に基づいて各分野間で直接情報連携を実施。	自組織の分野IDを基に相手の分野IDをIDセンタへ問い合わせることにより取得し、情報連携を実施。	自組織の業務用個人コードを基に相手の業務用個人コードをIDセンタへ問い合わせることにより取得し、情報連携を実施。
	2	【情報連携】 情報連携の制限方法	法制度で連携用個人コードを利用できる組織や業務を制限する。	法制度での制限に加え、IDセンタにおけるID変換制限やログ監査により系統的に牽制。	法制度での制限に加え、IDセンタにおけるID変換制限やログ監査により系統的に牽制。
	3	【情報連携】 連携用個人コードの利用範囲	官・民含め、法律で定められた組織・業務のみ、当該人の情報管理において連携用個人コードを利用する。	分野IDは分野毎に異なる番号を利用する。	業務用個人コードは現状と同様分野毎に異なる番号を利用する。
	4	【本人確認】 対面での本人確認方法	利用者が各分野窓口において連携用個人コードおよびカードを提示。	利用者が各分野窓口において、基礎となるIDから分野IDを生成したものを提示。	各分野の既存の本人確認方法をそのまま利用する。
	5	【本人確認】 オンラインでの本人確認方法	連携用個人コードの告知と公的個人認証で確認する。	電子証明書等を活用。	各分野の既存の本人確認方法をそのまま利用する。

2. 4 各モデルの実現形態の例示

(3) IDの変更・失効

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
変更・失効	1	連携用個人コードを変更した場合の実施事項	全ての組織に対して、変更後の連携用個人コードをID発行者から連絡し、コードを更新する。その際にコードの変更履歴を管理する。個人に配布した連携用個人コードが記載されているカードを失効し、再作成する。	基礎とするIDを変更した場合、全ての分野に対して、変更後の分野IDを連絡し更新する。 個人に配布した基礎とするIDが格納されたカードを更新する。	IDセンタの管理情報の更新のみであり、各システムや国民には影響なし。
	2	連携用個人コードの再利用	連携用個人コードの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。	基礎とするIDの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。	連携用個人コードの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。
	3	連携用個人コードの変更手続き	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。

2. 4 各モデルの実現形態の例示

(4) その他

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
その他	1	不正利用時や連携用個人コード漏洩時の名寄せリスク	全ての組織において保持している情報が名寄せされるリスクがある。ただし、すべての組織が同時期に大量のデータを漏洩した場合に起きる。	各分野において保持している情報が分野を跨いで名寄せされるリスクがない。	連携用個人コードの漏洩だけでは名寄せは行われない。IDセンタの変換テーブルが漏洩した場合は名寄せが行われてしまう（ただし各システムから情報を取得できるわけではない）。
	2	連携用個人コード漏洩時の影響範囲（再付番が必要な範囲）	連携用個人コードを再付番し、全ての組織において連携用個人コードの変更を実施。	分野IDの漏洩時、当該分野IDを再付番し、当該分野においてIDの変更を実施。	IDセンタの管理情報を更新すれば良く、各システムには影響なし。
	3	暗号アルゴリズム危殆化・移行の影響	基本的にはない。	新たな暗号アルゴリズムを用いて基礎とするIDから各分野IDを再生成し、全ての組織で分野IDの変更を実施。	基本的にはない。
	4	日本での歴史的経緯から見た懸念事項（社会背景、国民感情）	過去に、国民総背番号制に対する国民の感情的な反発があったが、この総背番号を連想させる方式であることが懸念事項。	特になし。	特になし。

2. 5 国民ID実現に向けた留意点

国民IDの実現にあたっては、下記留意点についても方針を検討し推進する必要がある。

(1) 導入の手順や時間的ファクタ

国民IDの導入にあたり、どの分野から導入を開始するのか、将来的にどのような時期にどのような分野で国民IDを活用する予定とするのかなど、導入の手順や時間的ファクタをあらかじめ検討し、国民の理解を求めべきである。

(2) 民間における国民IDの利用

民間における国民IDの扱いについて考慮した制度設計とすべきである。また、国民IDは行政機関だけでなく、民間事業者における効率化に資するようなものになるように、考慮すべきである。

(3) 業務分担や責任範囲の明確化

例えば、各業務用個人コードの紐付けを誰が実施するのか、国民IDと結びつく氏名や住所の確かさは誰が責任を持つのかなど、誰がどのような業務を実施するのかを明確にする必要がある。また、これら業務に対する責任分解点を明らかにする事も重要である。

(4) 第三者機関の設置

国民の信頼感向上の為に、以下のような役割を果たす第三者機関を設置すべきである。

- * 国民からの相談窓口
- * 立ち入り調査、監査の実施（定期/随時）
- * アクセスログの解析による不正の調査
- * 個人情報保護に関するルール作り、データマッチング可否等の判断等

(5) 政府における個人情報取扱の透明化

国民IDの導入により、個人の情報が政府等により濫用（必要以上の情報マッチング、目的を超えた個人情報の活用等）されるのではないかと不安やリスクが高まる事が懸念されるため、個人情報の取り扱い状況は、なるべく透明化すべきである。

このため、第三者機関の設置に加えて、個人情報保護法の見直しや情報公開法の設置など、個人情報の濫用防止を制度的に整備したり、自分の情報の状態を閲覧できる仕組みを設けるなどの対策が必要である。

[次ページへ続く]

2. 5 国民ID実現に向けた留意点

(6) 技術で対策すべき事項と制度で対策すべき事項

プライバシーの問題や成りすまし防止など、様々な課題があるが、どこまで技術で対策すべきか、制度での対策のみでも良いのかを検討し、技術で対策すべき範囲を見極める必要がある。

(7) 国民IDの配布は任意か、強制か

連携用個人コードは国民全員に付番するのか、希望者のみにするのか。また、本人確認手段（対面／オンライン）についても、国民全員に配布するのか、希望者のみとするのかを、検討する必要がある。

(8) 本人確認手段の整備

対面での本人確認手段は、全国民に対して配布し、確実な本人確認手段を常に身につける習慣付けをしていくべきではないか。

オンラインでの認証手段は、ネットワーク上の脅威への対策を十分に考慮した認証手段を整備すべきではないか。

(9) 格納媒体及び搭載する情報

本人確認手段の格納媒体は、利用者の利便性を考慮し、携帯電話やICカード等から選択可能にするなど、柔軟な運用を検討する必要がある。また、媒体に搭載する情報についても、例えば可読のコードとするのか、非可読のコードとするのか等、どのような情報を搭載するべきかを検討する必要がある。

(10) コストと費用対効果の検討

国民IDの実現形態に応じた導入コスト及び運用コストを試算する必要がある。またそのコストに対してどれだけの効果が得られるかの検討を実施し、国民に示す必要がある。

(11) 国民IDのライフサイクルや導入・移行方法の検討

国民IDのライフサイクルを踏まえ、導入・移行における具体的な実現形態を検討する必要がある。なお、国民IDが配布される人数や、国民IDを配布する組織数、トランザクション数など、定量的な観点からの検討も重要である。

(12) その他具体的な実現方法の検討

複数の業務用個人コードの名寄せ方法、セキュリティ確保の仕組み、権限移譲の仕組み等、具体的な実現方法を検討する必要がある。

2. 6 国民ID実現形態の検討に向けて

- (1) 国民ID導入の目的を、具体的に定めるべきである
 - 国民IDを活用し、税・社会保障分野でどのような新制度の実現を目指すのか、明示すべきである
 - 行政分野、民間分野含めた社会の基盤として、本人確認や情報連携の実現を目的に含めるべきである
- (2) 国民IDの整備に当たり、評価軸を整理し、その重み付けを行った上で、各軸でどの程度の要件が必要となるのかを議論して検討すべきである。本提言の2. 3では、評価軸として「効率性」「プライバシー」「移行容易性」に着目したが、他の軸についても検討が必要である。
- (3) 上記整理に従って、2. 4で例示した観点や、2. 5で示した留意点等を含めた広い観点での検討を推進すべきである。



社会的に受容可能で、日本の行政業務に適合するような、各観点で皆が満足できるモデルの実現が可能

3. 国民IDの実現に向けたポイント (本提言のまとめ)

3. 国民IDの実現に向けたポイント (本提言のまとめ)

(1) 新しい社会の基盤として、国民IDは早期に実現すべきである

現状の日本社会で起こっている「処理の不確実性」、「国民間での不公平感」、「相手に対する不満感、不信感」を解消し、国民や行政、民間企業が互いに信頼できる「信頼社会」の実現に向けて、国民IDを早期に実現すべきである。

また、「信頼社会」を実現する国民IDには以下2つの機能が必要である。

- ・ 本人と情報を結びつける確実な本人確認手段
- ・ 組織間の情報連携の基盤となるデータ連携手段

(2) 国民IDの実現形態は、評価軸を整理した上で議論すべきである

国民ID実現形態の検討においては、目的の明確化、評価軸の整理、広い観点での検討を推進すべきである。これにより、社会的に受容可能で、日本の行政業務に適合するような国民IDが実現可能となると考える。

(参考) JICSAP電子行政研究会参加者

(企業・団体名50音順)

研究会主査：

○織茂 昌之 (株) 日立製作所

注) ○：研究会企画運営スタッフ

研究会メンバー：

小坂 優	(株) アテナ・スマートカード・ソリューションズ	家木 俊温	東京都市大学
○藤高 敦子	(株) Aコネクション	鴨井 誠	(株) 東芝
○川村 直毅	(株) エヌ・ティ・ティ・データ	植村 芳典	凸版印刷 (株)
田中 武	(株) エヌ・ティ・ティ・データ	武田 稔	凸版印刷 (株)
中島 みどり	(株) エヌ・ティ・ティ・データ	野村 真義	凸版印刷 (株)
○松尾 英史	(株) エヌ・ティ・ティ・データ	○小泉 雄介	日本電気 (株)
間嶋 靖人	共同印刷 (株)	○多田 祐輔	日本電気 (株)
村松 正男	共同印刷 (株)	○甲斐 隆嗣	(株) 日立製作所
佐藤 正信	ジェイアール東日本メカトロニクス (株)	○熊谷 洋子	(株) 日立製作所
相原 敬雄	ジェムアルト (株)	○中村 信次	(株) 日立製作所
佐藤 俊夫	ジェムアルト (株)	○羽根 慎吾	(株) 日立製作所
藤森 貴之	ジェムアルト (株)	○島田 宏	富士通 (株)
石橋 正教	大日本印刷 (株)	山手 康正	富士通 (株)
河岡 恒徳	大日本印刷 (株)	○榎並 利博	(株) 富士通総研
酒井 正仁	大日本印刷 (株)	池田 修	マクセル精器 (株)
浜島 一喜	大日本印刷 (株)	高橋 武博	マクセル精器 (株)
○平松 雄一	電子商取引安全技術研究組合	朝倉 久	JICSAP
植村 泰佳	電子商取引安全技術研究組合		
佐々木 楽	(株) デンソーウェーブ	事務局	
武下 渉	(株) デンソーウェーブ	湯浅 孝雄	JICSAP
林 耕次	(株) デンソーウェーブ	橋上 恵美子	JICSAP
		加藤 綾子	JICSAP